

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 條 例
- 昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する条例
- 鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例
- 鳥取県青少年問題協議会設置条例
- 県立学校実習施設使用料徴収条例
- 鳥取県道路占用料徴収条例
- 鳥取県乳牛産乳能力検定条例
- 鳥取県木炭検査条例の一部改正
- 鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の一部改正

條 例

昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県條例第四十四号

昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する条例

職員との給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十六条の四、特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)第二条及び第三条の規定の適用を受ける者で、昭和二十八年十二月十五日以前の日で知事が定める日(以下「指定日」という。)に在職するものに対しては、これらの規定による期末手当の額の計算の基礎となるべき給与であつて、その者が指定日現在に受けるべきものの月額合計額に指定日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号の割合を乗じて得た額を十月二十一日に支給する。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の二十五
- 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の十五

三 在職期間が三月未満の場合

百分の七・五

2 前項に規定する者が同項に掲げる条例の規定により昭和二十八年十二月十五日に受けるべき期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該期末手当の額から前項の規定により支給を受けるべき額を控除した額とする。

3 六月十六日以降新たに県に勤務した者で国又は他の地方公共団体において、この期末手当に相当する手当の支給を受けたものについては、この条例により支給を受けたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十五号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、種鶏の資質及び能力を向上せしめるとともに、ふ卵事業の堅実な発展を図り、もつて養鶏事業の振興に資することを目的とする。

(用語)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 種鶏 この条例による検査に合格した鶏をいう。
二 種卵 種鶏によつて生産された卵で知事が別に定める規格に該当するものをいう。

三 ふ卵業者 入卵能力の合計が千卵以上のふ化施設を有し、鶏の卵を人工ふ化することを業とするもので、第八条第二項の規定により登録証票の交付を受けたものをいう。

550。

四 一級種鶏

鳥取県産卵能力検定期程(昭和二十五年一月鳥取県告示第二十二号)により現場検定に合格した種鶏並びに国又は

県の集合検定に合格した種鶏及び日本養鶏協会産卵能力現場検定期程により現場検定に合格した種鶏をいう。

五 二級種鶏

前号の検定を受けている種鶏をいう。

六 三級種鶏

前二号以外の種鶏をいう。

七 種鶏業者

三十羽以上の種鶏を飼養しているものをいう。

(種鶏の検査)

第三条 種鶏の検査(以下「検査」という。)は、血統能力、外貌並びにひな白痢その他疾病の有無及び管理の状況につき知事が任命し又は委嘱した種鶏検査員が行う。

2 検査は、定期検査及び臨時検査とし、定期検査は、毎年九月から翌年一月までの間において行い、臨時検査は、

査は知事が必要と認めるとき行う。

第四条 検査を受けようとするものは、毎年八月三十一日までに申請書を所轄地方事務所長を経て知事に提出しなければならない。但し、臨時検査については、この限りでない。

第五条 検査を受けようとするものは、一羽につき五円の検査手数料を県に納付しなければならない。

2 知事は必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

第六条 検査に合格した種鶏には、脚帯を装着し種鶏検査合格証を交付する。

2 前項の種鶏検査合格証の有効期間は、一箇年とする。但し、知事が必要と認めるときはその期間を変更することができる。

(種鶏業者が飼養する種鶏)

第七条 種鶏業者が飼養する種鶏は、雌の場合は一級種鶏から雌の場合は一級種鶏又は二級種鶏から生産されたものでなければならない。但し、他県から購入の場合

合はその県の産卵能力検定に合格しているものその他知事が適当と認めたるものは、この限りでない。

(ふ、卵業者の登録)

第八条 ふ、卵業者にならうとするものは、申請書を知事に提出し登録を受けなければならない。

2 前項の申請に基づき知事が登録したときは、登録証票を交付する。

3 前項の規定により登録証票の交付を受けたものは、これをふ、卵場の見易い場所に掲示しなければならない。

4 登録証票を亡失し又は破損したときは、再交付の申請をしなければならない。

5 ふ、卵業者の登録料は、千円とし県に納付しなければならない。

6 登録の有効期間は、二箇年とする。

7 ふ、卵業を廃止したときは、遅滞なく廃業届に登録証票を添え知事に提出しなければならない。

(ふ、卵業者の義務)
第九条 ふ、卵業者は、試験研究、その他特別の事情によ

り知事の許可を受けたものの外は、種卵以外の鶏卵を購入し又は譲渡を受けてふ、化してはならない。

2 種鶏業者は、種鶏以外の鶏から生産された卵をふ、化用の卵としてふ、卵業者に販売し又は譲渡してはならない。但し、特別の事情により知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十条 ふ、卵業者が人工ふ、化をしようとするときは、関係種鶏業者と協議の上ふ、化計画をたてふ、化開始十五日前までにあらかじめ知事に報告しなければならない。

第十一条 ふ、卵業者は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの個人別種別生産数及び個人別種卵購入実績並びにふ、化成績をふ、化終了後二十日以内に知事に報告しなければならない。

第十二条 知事はふ、卵業者がこの条例の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

(罰則)
第十三条 次の各号の一に該当するものは一万円以下の

罰金又は科料に処する。

一 第七条の規定に違反したもの

二 第八条第一項の規定に違反したもの

三 第九条の規定に違反したもの

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和二十八年十月十五日から施行する。但し、第七条の規定は昭和二十九年九月一日から施行する。

2 鳥取県種禽検査条例(昭和二十三年九月鳥取県条例第六十四号)は、廃止する。

3 この条例施行の際現に鳥取県種禽検査条例第二条の規定により種禽検査願を提出しているものについては、この条例第四条の規定により種鶏検査申請をしたものとみなす。

鳥取県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十六号

鳥取県青少年問題協議会設置条例

青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)に基づきこの条例を定める。

(設置)

第一条 青少年問題協議会設置法(以下「法」という。)第六条に規定する事務をつかさどらせるため、鳥取県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 協議会は、委員三十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから知事が任命し又は委嘱する。

- 一 県議会が指名する県議会議員 一人
- 二 関係行政機関の長又は職員 二十八人以内

三 学識経験がある者

九人以内

(学識経験者である委員)

第三条 学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第五条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験があるものの中から、知事が任命し又は委嘱する。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校実習施設使用料徴収条例をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十七号

県立学校実習施設使用料徴収条例

第一条 県立学校の実習施設を使用したものは、この条例の定めるところにより使用料を県に納付しなければならない。

第二条 前条の使用料の額は、次のとおりとする。

牛乳の殺菌 一合につき

二円

水産製品の 一ケース(四ダース入)につき 四十円
罐詰加工

一ケース(八ダース入)につき 六十円

第三条 既納の使用料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県道路占用料徴収条例をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十八号

鳥取県道路占用料徴収条例

(この条例の目的)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号以下「法」という。)第三十九条の規定に基き、県が徴収する道路占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法については法令その他別に定があるもののほかこの条例の定めるところによる。

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表のとおりとする。

第三条 占用料の額、占用期間及び占用面積の計算については、次の各号に定めるところによる。

一 一件の占用料の額が三十円未満のものは、三十円とする

二 年額を単位とするもので、占用期間が一年未満のものは、許可の月から占用終了の月までの月割計算とすること

三 月額を単位とするもので、占用期間が一月未満のものは、一月とすること

四 占用面積に一平方メートル未満のは、数を生じたときは、一平方メートル・占用延長に一メートル未満のは数を生じたときは一メートルとすること

(占用料の減免)

第四条 知事は、道路が次の各号の一に該当する場合は、占用料を減免することができる。

一 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため占用するとき。

二 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条第

- 一項に規定する公営企業のため占用するとき
- 三 道路に出入する通路又は排水施設を設けるとき
- 四 前各号のほか知事が特に必要があると認めるとき
(占用料の徴收方法)
- 第五条 占用料は、道路の占用を許可した際にその全額を徴收する。但し、占用期間が二会計年度以上にわたるものにあつては、翌年度以降の占用料は、毎会計年度の始めに徴收する。
- (占用料の還付)
- 第六条 既に納付した占用料は、還付しない。但し、道路占用者から占用料還付の請求があつた場合次の各号の一に該当するときは、その事実の生じた月の翌月からその占用料を還付することができる。
- 一 法第七十一条第二項の規定により占用の許可を取り消したとき
- 二 天災その他特別の事由により道路の占用ができなくなつたとき
- 三 占用者が占用の廃止を届け出て道路を原状に回復

- したとき
- (督促手数料及び延滞金の徴收)
- 第七条 法第七十三条第一項の規定による督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴收する。
- 2 前項の督促手数料及び延滞金の額並びにこれらの徴收方法については、地方自治法第二百二十五条第三項の規定による手数料及び延滞金条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十五号)の規定を適用する。
- (過料)
- 第八条 詐偽その他不正の行爲によつて占用料の徴收を免れた者に対しては、その免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。
- (委任)
- 第九条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則
- 1 この条例は公布の日から施行し、第六条および第七条以外の規定は昭和二十七年十二月五日から適用する。

2 この条例の施行前既に道路占用の許可を受けたものにかゝる占用料の額については、昭和二十九年三月三十一日までの分はなお従前の例による。

十一日までの分はなお従前の例による。

別 表	種 類	道 路 占 用 料 金 表	位	一等地	二等地	摘 要
家屋その他これに類する建物又は工作物施設によるもの		一平方メートル年額	二〇円	一三〇円		
宅地その他の目的で建物又は工作物を設けないもの		"	"	一〇	八	
物置場の目的によるもの		一平方メートル月額	三	二		
電柱、支柱、支線		一本 年額	六〇	五〇		H柱は二本として計算する。
鉄塔又はコンクリート柱		一本 年額	五〇	四〇		
標識柱、照明燈柱、街燈柱		一本又は一個所年額	三五	三〇		
看板、広告物類		一平方メートル年額	六〇	五〇		版面を占用面積とする。
幟、旗さお類		一本 月額	三〇	二五		
日よけ、雨よけの類		一平方メートル月額	二〇	一五		幕の面積を占用面積とする。
横断幕の類		"	"	二〇	一五	
板囲、足場、さく等の工食用施設		"	"	四〇	三五	

露店、市場、商店置場等の施設 " " 四〇 三五 軌条法によるものは除く。

軌道その他道路を横断して地表に工作物を設置するもの " " 四〇 三五 軌条法によるものは除く。

鉄管、土管、木管等地下に埋設するもの 一メートル 年額 三 二 内径一・二センチメートル以上のものは面積に換算する。

索道類 " " 二〇 一五

軒担突出 " " 一平方メートル年額 三〇 一五

備考 表中一等地とは鳥取市、米子市、倉吉町、境町の市街地をいし、二等地とは前記市町の市街地以外の区域及びその他の町村をいう。

本表に記載のないものは、本表中類似の種目によりこれを評定する。

鳥取県乳牛産乳能力検定条例をここに公布する。
昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県條例第四十九号

鳥取県乳牛産乳能力検定条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、乳牛の産乳能力の検定を行つてそ

の能力を向上し酪農経営の合理化を図ることを目的とする。

(検定)

第三条 乳牛の産乳能力の検定(以下「検定」という。)は、知事が任命し又は委嘱した検定員が行う。

第三条 検定を受ける乳牛は、ホルスタイン種、同種系その他乳用種系であつて繁殖に適する素質を有するものに限る。

(検定の種類及び手数料)

第四条 検定の種類及び手数料は、次のとおりとする。

一 箇月検定(連続三十日) 八百円

六箇月検定(連続百八十二日) 千円

一箇年検定(連続三百六十五日) 千五百円

2 検定の開始は、分べん後七日以上経過しなければならない。

(申請)

第五条 検定を受けようとするものは、申請書を提出するとともに手数料を県に納付しなければならない。

(種類の変更)

第六条 検定を受けているものが、その検定を長期の検定に変更しようとするときは、申請書を提出するとともに手数料の差額を県に納付しなければならない。

(成績の報告)

第七条 検定を受けているものは、産乳の成績を知事に報告しなければならない。

(検定証明書)

第八条 知事は、検定を終了したものに検定証明書を交付する。

(不正行爲)

第九条 知事は、検定について不正の行爲があつたと認めるときは、検定を中止し又は証明書の返納を命ずることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県條例第五十号

鳥取県木炭検査條例の一部を改正する條例

第三條中「生産市町村」の下に「(昭和二十六年二月二十八日現在の市町村区域とする)」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県引揚同胞対策審議會設置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

鳥取県條例第五十一号

鳥取県引揚同胞対策審議會設置條例の一部を改正する條例

鳥取県引揚同胞対策審議會設置條例(昭和二十三年十二月鳥取県條例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則中「五年」を「八年」に改める。

附 則

この條例は昭和二十八年十二月十八日から施行する。

昭和四年四月十日第三種郵便物認可

発行所 火、金

發 行 所

鳥 取 県

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市